

砥部町子ども家庭総合支援拠点設置要綱

令和4年2月18日

砥部町告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（平成29年3月31日付雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知。以下「国通知」という。）に基づき、子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行うため、砥部町子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 支援拠点は、子育て支援課内に置く。

(対象者)

第3条 支援拠点の対象者は、町内に所在する全ての子ども及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。）並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第4条 支援拠点は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(運営方法)

第5条 支援拠点の運営にあたっては、次に掲げる機関との連携を図り、支援拠点の業務を円滑かつ効率的に実施するよう努めるものとする。

- (1) 要保護児童対策地域協議会
- (2) 子育て世代包括支援センター
- (3) 児童相談所
- (4) 庁内関係部局
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める機関

(職員の配置)

第6条 支援拠点は、国通知5（1）に規定する類型に基づき、子ども家庭支援員を常時2名以上配置するものとする。

2 支援拠点には、前項に掲げるもののほか、必要な職員を置くことができる。

（秘密の保持）

第7条 支援拠点の業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。